

令和 4 年 10 月 日

関係各区局室等課長 様

福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
(担当：山田・渭川)

「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に係る取組状況等について（照会）

平素は、障がい者施策の推進にご協力をいただきありがとうございます。

大阪市では、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と、安心して暮らせる地域社会の実現をめざして、平成 28 年 1 月に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を制定しました。

この条例を踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及をより一層積極的に実施し、市民一人ひとりが手話について理解を深めるとともに、日常生活や社会生活の様々な場面で手話をしやすい環境づくりに取り組むため、「大阪市手話に関する施策の推進方針」を定めており、令和 5 年に改訂を予定しています。

つきましては、現時点の各所属における手話に関する施策の取組状況、手話にかかる具体的な対応、及び課題と考えておられる事項について集約してまいりたいと考えておりますので、調査のご協力をお願いいたします。

○ 回答方法及び期限

- ・別紙「調査票」により回答してください。
- ・令和 4 年〇月〇日（〇）までに障がい福祉課（fa0025@city.osaka.lg.jp）宛てメールにて回答してください。

○ その他

回答は令和 4 年 10 月 1 日時点の情報を記載してください。

○ 参考資料

- ・大阪市手話に関する施策の推進方針（令和 3 年 10 月改訂）
- ・「大阪市手話に関する施策の推進方針」にかかる各所属での取組（平成 29 年度～令和 2 年度）

調 査 票

回答所属		
所属名		
担当者		
連絡先	(TEL)	06-
	(mail)	@city.osaka.lg.jp

「大阪市手話に関する施策の推進方針」では、以下の方針が掲げられています。そのため、各所属における各方針の取組状況（令和3年度から令和4年度）及び今後の予定についてお伺いします。

1 手話への理解の促進及び手話の普及

・ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。手話がかけがえのない言語であることについて理解を深め、聴覚障がいとろう者に対する理解を広げていくことが大切であり、手話に親しみ、ろう者と交流することで手話への理解が促進されます。

・このため、市民や事業者など多くの人が手話への関心を高める啓発を積極的に実施するとともに、気軽に手話に接し、簡単な手話を学べる環境の整備に取り組みます。こうした取組を通じて、手話への理解を促進するとともに、身近な地域や日常生活の場面において、挨拶や簡単な会話など手話が使用できる環境の充実を目指して手話の普及を進めます。

《具体的な取組》

- ①ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発
- ②イベント等の実施を通じた啓発
- ③気軽に参加できる手話講習会の実施
- ④学校における理解の促進

ア「手話への理解の促進及び手話の普及」に関して、各所属で取り組みを実施していますか。

回答	
----	--

イ「実施している」場合、具体的な取り組み内容と今後（令和5年度以降）の実施予定を記載してください。

①ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
②イベント等の実施を通じた啓発				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
③気軽に参加できる手話講習会の実施				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
④学校における理解の促進				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額

⑤その他の取り組み				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額

2 手話による情報取得

- ・日常生活や社会生活における基本的な情報や大切な情報に対して手話でアクセスできることが社会参加のさらなる促進につながり、生活の様々な場面で手話を使用できる環境を整備していくことが重要です。
- ・大阪市の情報発信や市民窓口において手話での対応を向上する取組を進めるとともに、企業や公共サービス機関の各事業所において手話での対応が進むよう手話への理解の促進及び手話の普及に取り組めます。

《具体的な取組》

- ①市が実施する説明会や行事等における手話通訳
- ②区役所等における窓口対応
- ③災害時避難所における情報提供
- ④ICTを活用した環境の整備
- ⑤手話を使用することができる職員の増員
- ⑥公共施設等に対する啓発

ア「手話による情報取得」に関して、各所属で取り組みを実施していますか。

回答

イ「実施している」場合、具体的な取り組み内容と今後（令和5年度以降）の実施予定を記載してください。

①市が実施する説明会や行事等における手話通訳				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
②区役所等における窓口対応				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
③災害時避難所における情報提供				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
④ICTを活用した環境の整備				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
⑤手話を使用することができる職員の増員				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額

⑥公共施設等に対する啓発				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
⑦その他の取り組み				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額

3 手話による意思疎通の支援

- ・必要なときに十分なコミュニケーションを行うための支援が確保されることが、安心して暮らせる地域社会の実現につながり、聴覚障がい者への理解をしっかりと踏まえた的確な支援を実施することが重要です。
- ・コミュニケーションを支援する手話通訳者派遣事業が日常生活や社会生活の様々な場面で支援を適切に実施できるよう取り組むとともに、病気や事故などの緊急時において手話が使用でき、安心感につながる環境の整備に努めます。

《具体的な取組》

- ①手話通訳者派遣事業の充実(福祉局の手話通訳派遣事業を除く)
- ②緊急時の対応
- ③手話通訳者の養成・確保

ア「手話による意思疎通の支援」に関して、各所属で取り組みを実施していますか。

回答

イ「実施している」場合、具体的な取り組み内容と今後（令和5年度以降）の実施予定を記載してください。

①手話通訳者派遣事業の充実				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
②緊急時の対応				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
③手話通訳者の養成・確保				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
④その他の取り組み				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額

4 手話を必要とする人への相談支援

- ・生活のなかで困りごとが生じたときに、ろう者が孤立してしまわないよう手話で気軽に相談できることが大切であり、福祉や就労、子育て、教育、保健医療など様々な分野において手話による的確な相談支援を行うことが重要です。
- ・聴覚言語障がい者生活相談事業は、手話で生活全般に関する相談に対応しており、相談ニーズを把握して課題の解決に向けた支援を行うとともに、関係機関とより一層積極的に連携した支援の実施に取り組みます。

《具体的な取組》

- ①聴覚言語障がい者生活相談事業の充実
- ②様々な分野の相談支援機関との連携
- ③見守りネットワーク強化事業等との連携

ア「手話を必要とする人への相談支援」に関して、各所属で取り組みを実施していますか。

回答

イ「実施している」場合、具体的な取り組み内容と今後（令和5年度以降）の実施予定を記載してください。

①聴覚言語障がい者生活相談事業の充実				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
②様々な分野の相談支援機関との連携				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
③見守りネットワーク強化事業等との連携				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額
④その他の取り組み				
取り組みの内容	事業期間	担当課	R4予算額	R5予算要求額

貴所属において、窓口等に聴覚障がい者が来庁された場合にどのように対応されているかを記載してください。

手話に関する施策の実施に当たり、課題だと考えることがあれば記載してください。

「大阪市手話に関する施策の推進方針」を踏まえ、福祉局では、ICTを活用した環境整備の一環として、平成29年度からタブレット端末を用いた遠隔手話通訳を実施しています。そのため、各所属におけるタブレット端末の配置状況をお伺いします。

タブレット端末の設置数		設置担当課	タブレット端末の設置場所	タブレット端末による 遠隔手話通訳の 利用合計回数(年間)
	うち遠隔手話通訳 に利用できる端末数			
			① ② ③	

※令和3年度 実績

大阪市手話に関する施策の推進方針

令和 3 年 10 月 改訂

大 阪 市

はじめに

大阪市では、手話を必要とするすべての市民の社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、平成 28 年 1 月 18 日に「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」（以下「条例」といいます。）を施行しました。平成 29 年 3 月 31 日には、条例第 6 条第 1 項に基づき、これまで地域で大切にされてきた手話をさらに普及し、条例で定める基本理念を実現するために、「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定し、取り組んでいます。

手話は、手や指、体などの動き、また顔の表情を使った言語であり、聴覚障がいのある人にとっては、音声言語と同様に、意思を伝えたり、情報を取得するなど、重要なコミュニケーションの手段です。聴覚障がいのある市民が安心して、手話を使ってコミュニケーションできる社会を実現するためには、手話は言語であるという認識に立って、市民一人ひとりが手話についての理解を深めることが大切であり、行政としても、社会生活や日常生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに向けて取り組んでいかなければなりません。

1900 年（明治 33 年）に設立された大阪盲啞院を礎とする大阪市立聾啞（ろうあ）学校（現在の大阪府立中央聴覚支援学校）では、口話による教育が推進され、手話が排除されていった時代においても、手話による教育を継続し、現在の日本で標準的に使用されている指文字が考案された歴史があります。

この度、ろう者や手話通訳者、有識者等の関係者で構成する大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議において、平成 29 年に策定された推進方針のもとでの本市の各所属の取組状況を評価するとともに、今後の本市における手話に関する施策のあり方について検討してきた結果、推進方針の一部を改訂することとなりました。

引き続き、大阪市の全ての所属において、手話に関する施策を着実に進め、それが本市の施策全体に広がるよう、連携して取り組み、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指します。

令和 3 年 10 月 改訂

目 次

はじめに	1 ページ
I 基本的な考え方	3 ページ
II 手話に関する施策の現状と課題	5 ページ
III 施策の推進方針	8 ページ
1 手話への理解の促進及び手話の普及	8 ページ
2 手話による情報取得	9 ページ
3 手話による意思疎通の支援	12 ページ
4 手話を必要とする人への相談支援	13 ページ
IV 施策の推進体制	14 ページ

I 基本的な考え方

平成 28 年 1 月、大阪市こころを結ぶ手話言語条例が制定されました。条例は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

条例の制定を踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及をより一層積極的に実施し、市民一人ひとりが手話についての理解を深めるとともに、日常生活や社会生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、条例第 6 条第 1 項に基づく方針として大阪市手話に関する施策の推進方針を定めます。

条例の基本理念では、「手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の人々が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行うこと」としています。大阪市の各所属が条例の趣旨を踏まえた取組を着実に実施し、それが大阪市の施策全体に広がるよう、しっかりと連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。

手話とは

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。

ろう者とは

聴覚障がいがある人たちのうち、コミュニケーションの主たる手段として手話を使い日常生活をおくる人たちのことをいいます。

大阪市における身体障がい者手帳（聴覚障がい）交付者数の推移

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
12,096 人	12,236 人	12,353 人	12,487 人	12,601 人	12,633 人

手話は言語

平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、手話は言語として定義され、国際的に認知されました。

「障害者基本法」は手話を言語として位置づけるとともに、すべての障がい者が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

指文字

あいうえおの五十音に一字ずつ指の形を対応させたものです。手話での会話のなかで、日本語の音韻、とくに固有名詞を表現する場合などに使われます。

大阪市立聾唖学校（現在の大阪府立中央聴覚支援学校）の教員だった大曾根源助氏は、昭和 4 年、アメリカの聾学校の視察の折に、ヘレン・ケラー氏と面会し、彼女との話の中で当時の日本の渡辺式指文字を紹介しました。その際、「あちこちに手や腕が大きく動く指文字は盲人には通じません。目で見てもわかりにくく時間的にもロスが大きいので、改善の余地がありますね」との指摘を受け、大曾根氏は新たな指文字の考案を志しました。帰国後、大阪市立聾唖学校の同僚と共に研究を重ねながらアメリカの指文字を参考にして盲ろう者にも通じる指文字を創出し、昭和 7 年に「大阪市立聾唖学校式指文字」として発表しました。日本で使用されている五十音の指文字はこうして完成しました。

Ⅱ 手話に関する施策の現状と課題

大阪市ではこれまでも各所属において様々な手話に関する取組を行ってきました。

日常生活や社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の派遣を実施するとともに、手話奉仕員と手話通訳者の養成事業を実施し、ろう者の情報取得とコミュニケーションの支援を担う人材の確保に努めています。今後とも手話通訳者の資質と力量を確保しながら、手話通訳者派遣のニーズが高い平日の昼間帯に活動できる人材の確保に努め、よりの確な支援が実施できるように取り組んでいく必要があります。

また、手話で生活全般に関する様々な相談に対応するため、手話通訳士の資格を有する手話が堪能な聴覚言語障がい者生活相談員を配置し、関係機関等との連絡調整、さらには法律相談や重要な契約行為、手術を要する治療など専門性の高い高度な手話通訳等にも対応し、ろう者の日常生活及び社会生活の支援を行っています。

身近な行政機関である区役所では、手話による窓口対応として、タブレット端末による遠隔手話通訳を活用した手話対応（全区）や曜日を決めての窓口案内業務における手話対応（阿倍野区）などに取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、検査等において、自己の所有するスマートフォン等の端末で遠隔手話通訳ができる仕組みを構築するなど、環境の整備に取り組んでいます。

さらに、大阪市立総合医療センターでは専任の手話通訳者を配置し、外来診療におけるろう者との的確なコミュニケーションに取り組んでいます。このほか、選挙における投票所や集団健診、人権相談における手話通訳、要介護認定調査や障がい支援区分認定調査における手話通訳の同行訪問、学校における授業参観や個別懇談等での手話通訳、その他各種説明会や行事等において手話通訳を配置するなど、ろう者とのコミュニケーションの確保に取り組んでいます。令和2年度からは、市長会見に手話通訳を導入し、ろう者にリアルタイムで、市長の考えや大阪市の施策などの情報を伝えています。

また、テレビ放送については、リアルタイムで手話と字幕の付いた放送を受信する装置を給付しています。

今後とも市民生活の様々な場面において、ろう者の手話による情報取得と円滑なコミュニケーションが確保できるように努めていく必要があります。

手話通訳者の派遣と養成

行政手続、医療機関など社会生活におけるコミュニケーションを支援するため利用者からの依頼に基づいて手話通訳者を派遣しています。

大阪市では大阪府等と共同して手話通訳者養成事業を実施しており、手話で日常会話が可能の方を対象に、初級・中級・上級と3年かけて手話通訳者になっていただくための研修を実施しています。

大阪府が実施する手話通訳者登録試験に合格された方が手話通訳者として大阪市の登録し、令和2年4月1日現在112人の手話通訳者が登録されています。このうち、手話通訳派遣のニーズが高い平日の昼間帯に活動できる登録手話通訳者は約7割です。引き続き人材の確保が重要な課題になっています。

この他に、厚生労働省が認定試験を実施する手話通訳士の資格制度もあります。

手話奉仕員の養成

手話に関心をお持ちになった市民に手話を学んでいただく講座を開催し、手話ボランティアの養成に努めています。初めて手話を学ぶ方がスムーズに学んでいただけるよう「初級コース」（概ね1年コース）を設けるとともに、手話に関する初歩的な知識をお持ちの方に学んでいただく「中・上級コース」（概ね1年コース）を設け、無理なく手話を学び始め、ステップアップできるように努めています。

中・上級コースまで修了された方は、手話通訳者の養成研修で更なるステップアップを図ることができます。

聴覚言語障がい者生活相談

手話で生活全般に関する相談に対応するため、専任の相談員を配置し、日常生活や社会生活を営むうえでの問題について、相談に応じ、助言及び必要な情報の提供を行っています。

法律相談、医療機関での手術の説明などに対応できる専門知識や豊富な手話技術等が必要であることから、手話通訳士の資格を有する者による対応を行っています。

手話通訳者派遣事業において、通訳する内容の専門性が高度なものである場合には、相談員が手話通訳を行っています。

聴覚障がい者向けテレビ放送

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づき、総務省では字幕放送や手話放送など聴覚障がい者向けテレビ放送の普及に取り組んでいます。令和元年度におけるテレビ放送の総放送時間に占める字幕放送時間の割合は、NHK（総合）が 86.5%、在阪準キー 4 局が 64.0% となっており、手話放送の 1 週間当たりの放送時間は、NHK（総合）が 54 分、在阪準キー 4 局が 6 分となっています。

また、インターネットを利用して、テレビの番組にリアルタイムで手話と字幕を付与したり、アーカイブに手話と字幕の番組を約 1,000 本搭載して聴覚障がい者の生活情報や文化・娯楽番組等を届ける IPTV 放送が認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構（大阪市）によって運営されており、大阪市では聴覚障がいのある方に受信装置を給付しています。

障害者放送通信機構では、防災学習等の放送を行っており、地震などの災害が発生したときは、大規模災害等緊急放送や災害関連ニュースに対応したリアルタイム手話放送を重点的に実施しています。平常時の防災学習等や災害時の情報提供に向け、災害避難所や公共施設等への「聴覚障害者用受信装置」の設置が期待されています。

※「IPTV」とは、「テレビ」を「ネット」につなぐことで、いつでも好きな時に、映画や番組を視聴できるサービスのことをいいます。

大阪府こめっこプロジェクト

聴覚に障がいのある乳幼児が、手話を身近なものとして捉え、手話を言語として獲得していくことができる支援を行うことは重要です。

そのためには、日常生活の中で、主に保護者の手話に接していくことが必要であり、保護者が手話をするができなければ、子どもの言語としての手話の自然獲得は望めず、さらには、心理発達（人格形成）上、困難が生じることが見込まれます。

「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に基づき、大阪府では、聴覚に障がいのある方々が手話を獲得・習得するだけでなく、聴覚に障がいのある方々の手話の力（言語能力）が評価される社会を目指しています。

その中で、最も重要な取組として、同条例第 3 条に基づいて、「乳幼児期から手話を獲得する」ための「大阪府こめっこプロジェクト」がスタートしました。

同プロジェクトは、聴覚に障がいのあることがわかった乳幼児等に係る相談支援や関係機関との連携、手話の獲得・習得支援等を担う専門人材の養成・派遣などといった、聴覚障がい児支援の中核をなすもので、令和 2 年 6 月に新たに開設された大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの施設機能として位置付けられています。

なお、こめっこプロジェクトに参加した大阪市在住の家族の割合は、全体の 3 分の 1 程度となっています。

乳幼児期で手話を獲得するための支援を促すため、積極的な周知が重要です。

Ⅲ 施策の推進方針

1 手話への理解の促進及び手話の普及

- ・ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。手話がかけがえのない言語であることについて理解を深め、聴覚障がいとろう者に対する理解を広げていくことが大切であり、手話に親しみ、ろう者と交流することで手話への理解が促進されます。
- ・このため、市民や事業者など多くの人が手話への関心を高める啓発を積極的に実施するとともに、気軽に手話に接し、簡単な手話を学べる環境の整備に取り組みます。こうした取組を通じて、手話への理解を促進するとともに、身近な地域や日常生活の場面において、挨拶や簡単な会話など手話が使用できる環境の充実を目指して手話の普及を進めます。

《具体的な取組》

①ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発

- ・様々な媒体やQRコード等を活用し、手話が言語であることや聴覚障がいへの理解など様々な観点から市民の関心を高める啓発を実施します。
- ・挨拶など基本的な手話を気軽に楽しく学べる動画を発信し、市民が手話を理解し親しむことのできる機会を拡充します。

②イベント等の実施を通じた啓発

- ・手話パフォーマンスや手話カフェなどのイベント等やろう者とろう者以外の方が交流する場の周知などを通じて、手話と実際に出会う場を広げます。

③気軽に参加できる手話講習会の実施

- ・日常生活における基本的なコミュニケーションでの手話を簡単に学べる講習会の開催等により手話への理解の促進及び手話の普及に取り組みます。
- ・病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設などの従事者向け講習会の開催等により手話を普及し手話を使用できる環境の整備に取り組みます。

④学校における理解の促進

- ・学校教育の場において、手話と指文字に接する機会の提供や手話に親しむための取組や聴覚障がいのある幼児児童生徒との交流などを通じて、手話への理解の促進に取り組みます。
- ・地域で暮らすろう者や手話サークルとの交流、手話や指文字の学習教材の提供など、様々な機会を通じて手話への理解の促進に取り組みます。
- ・学校での手話に関する取組事例を紹介するなど、各学校における取組の充実を図ります。

2 手話による情報取得

- ・日常生活や社会生活における基本的な情報や大切な情報に対して手話でアクセスできることが社会参加のさらなる促進につながり、生活の様々な場面で手話を使用できる環境を整備していくことが重要です。
- ・大阪市の情報発信や市民窓口において手話での対応を向上する取組を進めるとともに、企業や公共サービス機関の各事業所において手話での対応が進むよう手話への理解の促進及び手話の普及に取り組みます。

《具体的な取組》

①市が実施する説明会や行事等における手話通訳

- ・市が開催する説明会や幅広く市民が参加する市の行事等にろう者が出席するときは手話通訳者を配置するなど安心して参加することができる環境を整えます。
- ・手話通訳者を配置する行事等を実施する際には、周知の段階から案内するとともに、手話通訳者の配置場所を明示するなど、手話通訳を利用しやすい環境を整えます。
- ・多数の方が参加する大規模な市の行事、市政に関する重要な情報提供及び議会の傍聴等には手話通訳者の配置等に努めます。
- ・市民向けの重要な動画広報等における手話通訳の添付に努めます。

②区役所等における窓口対応

- ・身近な行政機関である区役所への手話通訳者の配置など手話で応対できる市民窓口の充実に取り組みます。

③災害時避難所における情報提供

- ・災害時避難所において、手話ができるボランティア等の協力を得て、他の避難者と同等の情報が提供されるよう、避難所運営マニュアルにろう者への情報提供について明記します。また、普段の避難訓練においても手話通訳者を通じたコミュニケーションや筆談による情報伝達訓練を行い、防災意識を高めることに努めます。

④ICTを活用した環境の整備

- ・情報を視覚的に得るろう者にとって遠隔手話通訳や電話リレーサービスなどICTは有効な手段であり、手話による情報取得とコミュニケーションを支援するための環境づくりに活用を図ります。

⑤手話を使用することができる職員の増員

- ・ろう者への理解を深め、コミュニケーション力の向上を図るため、手話研修を実施するなど、手話を使用することができる職員を増やすよう取り組みます。

⑥公共施設等に対する啓発

- ・病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、積極的な啓発に努めます。

I C T と手話通訳

情報通信技術（I C T）の発展はろう者の社会参加を促す重要な役割を果たしており、総務省では情報バリアフリー環境の整備を図るため、障がい者向け情報通信サービスや利用しやすい機器等の開発支援、障がい者の I C T 利活用の普及等に関する調査研究などに取り組んでいます。

遠隔手話通訳サービスは行政機関、病院及び店舗等の受付や窓口タブレット端末やパソコンのディスプレイを設置してテレビ電話機能を利用して、必要なときに手話通訳を呼び出して対応を行います。

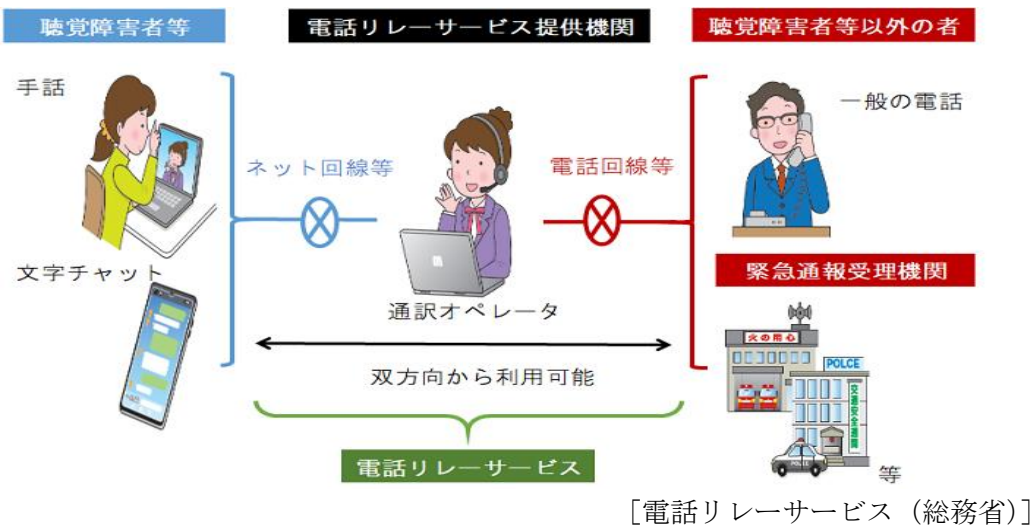
遠隔手話通訳は手話を使用できる環境の整備に大きな役割を果たすことが期待できる一方で、手話の重要な要素である表情がわかりにくいという声もあり、聴覚障がいの特性や手話の地域の特徴等も含めて、適切に対応していくことが重要であるといわれています。

電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚障がい者（きこえない・きこえにくい人）と聴者（きこえる人）を電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレータが「手話」や「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスのことです。

電話は、即時性を有する意思疎通を遠隔地にいながら可能とする基幹的な手段であり、聴覚障がい者による電話の利用の円滑化のため、公共インフラとしての電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保するなどの必要があることから、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和 2 年法律第 53 号）が成立し、令和 2 年 12 月 1 日に施行されました。

なお、本サービスの提供は、令和 3 年 7 月 1 日から開始しています。



公共交通機関の利用

駅等の旅客施設や車両などの公共交通機関では、運行状況や乗降場所、乗換方法などたくさんの情報を確認しながら利用する必要があるため、聴覚に障がいがあると、音声による放送アナウンスだけでは利用に必要な情報が伝わらず、非常に困ります。

旅客施設や特定建築物等のバリアフリー化を推進するバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、乗車券販売所や案内所に筆談用具を設け、筆談用具があることを表示するとともに、鉄道車両等に視覚情報を提供する設備の設置を推進しており、大阪府福祉のまちづくり条例では聴覚障がいのある方に配慮した案内設備や避難設備の設置を推進しています。また、大阪府障がい者差別解消ガイドラインでは、公共交通分野における望ましい合理的配慮の事例として、メモや筆談ボードなど、その障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いて対応することなどを掲げています。

災害等の緊急時や事故等で運行に乱れが生じたとき、聴覚に障がいがあると、状況が分かりません。放送や拡声器等の音声による情報伝達だけでなく、電光掲示板で情報を知らせたり、筆談ボードや紙に書いてわかりやすい場所に掲示するなど大切です。また、情報のバリアフリーとともに、市民ひとりひとりが聴覚障がいやろう者に対する理解を深め、困っている人を見かけたら積極的に声をかけるなど、心のバリアフリーを広げていくことが重要です。

3 手話による意思疎通の支援

- ・必要なときに十分なコミュニケーションを行うための支援が確保されることが、安心して暮らせる地域社会の実現につながり、聴覚障がいとろう者への理解をしっかりと踏まえた的確な支援を実施することが重要です。
- ・コミュニケーションを支援する手話通訳者派遣事業が日常生活や社会生活の様々な場面で支援を適切に実施できるよう取り組むとともに、病気や事故などの緊急時において手話が使用でき、安心感につながる環境の整備に努めます。

《具体的な取組》

①手話通訳者派遣事業の充実

- ・日常生活や社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の資質と力量を確保し、専門性の高い内容等にも的確に対応できるよう事業を推進します。
- ・ろう者と社会をつなぐ重要な事業であり、ろう者にとってより利用しやすい事業となるよう利用手続などの改善に取り組みます。
- ・手話通訳者はろう者に対する理解と一定水準の手話通訳技術を有する人材であり、ICTの活用等を通じてより積極的な活躍を促進します。

②緊急時の対応

- ・事故の発生など緊急時におけるろう者への手話によるコミュニケーション支援について、引き続き環境の整備を進めます。

③手話通訳者の養成・確保

- ・手話通訳者の養成にもつながる手話奉仕員養成事業について、多数の幅広い層の受講者の確保に努め、手話通訳者の拡充につなげます。
- ・手話奉仕員養成事業を担う講師の更なる資質の向上について検討し、よりたくさんの市民が参加したくなる魅力ある講座づくりを目指します。
- ・手話通訳者の活動や手話に関する市民のボランティアな取組などを様々な媒体を通じて広く積極的に発信し、社会的な認知と意識を高めるとともに手話通訳者の社会的地位の向上を図ります。

NET119 緊急通報システム

聴覚、音声機能または言語機能に障がいのある人にとって、火事や事故等の緊急時において、電話による 119 番通報が難しい場合があります。消防局では、携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く 119 番通報ができる「NET119 緊急通報システム」の利用促進に努めています。

4 手話を必要とする人への相談支援

- ・生活のなかで困りごとが生じたときに、ろう者が孤立してしまわないよう手話で気軽に相談できることが大切であり、福祉や就労、子育て、教育、保健医療など様々な分野において手話による的確な相談支援を行うことが重要です。
- ・聴覚言語障がい者生活相談事業は、手話で生活全般に関する相談に対応しており、相談ニーズを把握して課題の解決に向けた支援を行うとともに、関係機関とより一層積極的に連携した支援の実施に取り組みます。

《具体的な取組》

①聴覚言語障がい者生活相談事業の充実

- ・聴覚言語障がい者生活相談員の複雑な相談や専門的な相談等にも対応できる手話の資質と力量を確保するとともに、相談技術や様々な相談に対応できる専門性を確保し、的確に支援できるよう事業を推進します。

②様々な分野の相談支援機関との連携

- ・各分野の相談支援機関においてろう者への理解と手話で対応する力の向上に努めるとともに、関係機関と聴覚言語障がい者生活相談員が連携した相談支援に取り組みます。

③見守りネットワーク強化事業等との連携

- ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業において、必要なときに聴覚言語障がい者生活相談員は積極的に連携し、地域でのろう者の孤立防止に努めます。
- ・地域の見守り活動や福祉活動において、地域の手話サークルなど聴覚障がいについて理解のある地域住民との連携に努めます。

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

各区に福祉専門職のワーカー等を配置した「見守り相談室」を設置し、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供するとともに、孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動につなげるなど、地域の見守りネットワークを強化する取組を行います。

手話サークル

手話サークルは、手話を学ぶ人たちや手話によるボランティア活動をする人たちが地域のろう者とともに手話やろう者の生活を学び、交流しあう場です。地域等でのコミュニケーション支援のボランティア活動など、それぞれのサークルにおいて様々な活動が行われており、大阪市内には各区に手話サークルがあります。

IV 施策の推進体制

- ・条例第3条第2項は、手話に関する施策を市の内部組織が連携して推進することとしており、大阪市障がい者施策推進会議（庁内連絡会議）を連携するための体制として位置づけて施策を推進します。

各所属において条例の趣旨を踏まえた手話に関する施策を確実に進め、それが本市の施策全体に広がるよう、しっかりと連携して取り組むことが重要であり、大阪市障がい者施策推進会議を通じて取組の全体化を図ります。

- ・この方針は、ろう者、手話通訳者及びその他関係者から構成される「大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議」の意見を踏まえて策定しており、今後とも必要に応じて意見を聴きながら施策を推進します。

[大阪市こころを結ぶ手話言語条例]

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っている。

平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義され、手話は言語として国際的に認知された。

「障害者基本法」は手話を言語として位置づけるとともに、すべての障がい者が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。

手話を必要とするすべての人が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し手話を使用できる環境を整備していくことが重要である。

大阪市は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、本市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってすべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(本市の責務)

第 3 条 本市は、前条の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境の整備に努め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 本市は、手話に関する施策を内部組織が連携して推進するための体制を整備するものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努める

ものとする。

- 2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として活用するよう努めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 本市は手話に関する施策を推進するための方針（以下、「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

- 2 施策の推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 手話を必要とする人への相談支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

- 3 施策の推進方針は、本市が定める障がい者のための施策に関する基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

- 4 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(協議の場)

第7条 施策の推進方針を策定若しくは変更する場合、又は施策の推進方針に基づく施策の実施において必要がある場合、市長は、ろう者、手話通訳者及びその他関係者から意見を聴くため、協議の場を設置しなければならない。

(手話を使用できる職員の増員)

第8条 本市は、手話を使用することができる職員を増やすよう努めるものとする。

(公共施設等に対する啓発)

第9条 本市は、病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、これらに対する積極的な啓発に努めるものとする。

(学校における理解の促進)

第10条 本市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議 委員

(敬称略：五十音順)

梅田 ひろ子 認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構 理事
○潮谷 光人 東大阪大学 教授
田付 英子 大阪市手話サークル連絡会 副会長
廣田 しづえ 大阪市聴言障害者協会 会長
松崎 恵美 (社福) 大阪聴覚障害者福祉会 あいらぶ工房 施設長
森田 雅子 元大阪市教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当
和田 きよみ (一財) 大阪市身体障害者団体協議会 理事

(○：座長)

令和3年10月1日現在

「大阪市手話に関する施策の推進方針」にかかる各所属での取組(平成29年度～令和2年度)

資料4-1 参考②

「推進方針」に記載の具体的な取組	各所属の事業・取組内容
1 手話への理解の促進及び手話の普及	
①ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発	
・様々な媒体やQRコード等を活用し、手話が言語であることや聴覚障がいへの理解など様々な観点から市民の関心を高める啓発を実施します。	・区広報誌への手話奉仕員養成講座受講生募集記事の掲載（全区） ・あいサポート運動（福祉局） ・障がい者週間（福祉局）
・挨拶など基本的な手話を気軽に楽しく学べる動画を発信し、市民が手話を理解し親しむことのできる機会を拡充します。	・メッセージソング「あなたとともに」の手話動画をホームページにアップ（北区） ・YouTubeに「手話紹介動画」をアップ（阿倍野区）
②イベント等の実施を通じた啓発	
・手話パフォーマンスや手話カフェなどのイベント等やろう者とうろう者以外の方が交流する場の周知などを通じて、手話と実際に出会う場を広げます。	・「御堂筋FANFUN」のイベントで手話パフォーマンス等により啓発を実施（北区）
③気軽に参加できる手話講習会の実施	
・日常生活における基本的なコミュニケーションでの手話を簡単に学べる講習会の開催等により手話への理解の促進及び手話の普及に取り組めます。	・手話奉仕員養成講座（初級・中上級コース）の実施（全区）
・病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設などの従事者向け講習会の開催等により手話を普及し手話を使用できる環境の整備に取り組めます。	・大阪市内に所在する医療機関等の各種関係機関に対して出前形式で手話講座を実施（福祉局）

④学校における理解の促進	
・学校教育の場において、手話と指文字に接する機会の提供や手話に親しむための取組や聴覚障がいのある幼児児童生徒との交流などを通じて、手話への理解の促進に取り組みます。	・希望する小中学校に対し、手話講師を派遣し体験学習等を実施（北区） ・子ども向け人権学習会として、小中学校での手話講習会を実施（中央区） ・学習会助成として、手話講座を開催する学校や団体に講師謝礼金を助成（中央区） ・教員に対する手話講座や合理的配慮テーマ別研修を実施（教育委員会事務局）
・地域で暮らすろう者や手話サークルとの交流、手話や指文字の学習教材の提供など、様々な機会を通じて手話への理解の促進に取り組みます。	・小中学校では、人権教育年間指導計画等を作成し、各教科や総合的な学習の時間、学校行事等の中で、手話学習や聴覚障がい者との交流を実施（教育委員会事務局）
・学校での手話に関する取組事例を紹介するなど、各学校における取組の充実を図ります。	

2 手話による情報取得	
①市が実施する説明会や行事等における手話通訳	
・市が開催する説明会や幅広く市民が参加する市の行事等にろう者が出席するときは手話通訳者を配置するなど安心して参加することができる環境を整えます。	・「人権を考える区民のつどい」や「心に残るときめきプラザ」に手話通訳者を配置（福島区） ・学校説明会に手話通訳者を配置（此花区） ・相談員意見交換会にかかる手話通訳者の配置（大正区） ・生活困窮者サポートネット連絡会（困サポ）における手話通訳者の配置（東淀川区） ・区民まつり等のステージ発表などにかかる手話通訳者の配置（東淀川区・鶴見区・住吉区） ・防災啓発イベント「あそぼうさい・まなぼうさい・おたがいさまのぼうさい」や住吉文化フェスティバルのメインステージ上に手話通訳者を配置（住吉区） ・成人の日記念のつどいに手話通訳者を配置（各区） ・選挙時に手話通訳者を本部に配置（各区） ・中学生、高校生向け奨学金等制度説明会や就学援助制度に係る学校説明会に手話通訳者を配置（教育委員会事務局） ・各区保健福祉センターで実施しているがん検診（胃・大腸・肺・乳）及び骨粗しょう症検診時に手話通訳者を配置（健康局） ・就職説明会及び職員採用試験に手話通訳者を配置（行政委員会事務局） ・特定健診（集団健診）に手話通訳者を配置（福祉局） ・子育てや睡眠習慣改善（ヨドネル）等の各種講演会・人権展や絵本展「ものがたりのちから」等の各種催事・セミナー・区政会議や各種協議会等の会議などに手話通訳者を配置（福島区・港区・淀川区・生野区・城東区・阿倍野区・IR推進局ほか）
・手話通訳者を配置する行事等を実施する際には、周知の段階から案内するとともに、手話通訳者の配置場所を明示するなど、手話通訳を利用しやすい環境を整えます。	・講座案内チラシ等に、手話通訳者の配置を案内（教育委員会・各区ほか）

・多数の方が参加する大規模な市の行事、市政に関する重要な情報提供及び議会の傍聴等には手話通訳者の配置等に努めます。	・消防出初式に手話通訳者を配置（消防局） ・市長会見に手話通訳者を配置（政策企画室） ・議会の傍聴時に手話通訳者を配置（市会事務局）
・市民向けの重要な動画広報等における手話通訳の添付に努めます。	・市長会見に手話通訳を導入し、YouTubeで動画を配信（政策企画室）
②区役所等における窓口対応	
・身近な行政機関である区役所をはじめ手話で応対できる市民窓口の充実に取り組みます。	・手話のできる職員リストに基づく、窓口での要望があった場合の手話対応（福島区） ・庁舎内各窓口到手話及び筆談マークの掲示（淀川区・城東区・阿倍野区ほか） ・窓口コミュニケーションボードの常設（東淀川区） ・窓口案内業務に手話通訳者を配置（阿倍野区） ・専門相談員による人権相談における手話通訳者を配置（市民局）
③災害時避難所における情報提供	
・災害時避難所において、手話ができるボランティア等の協力を得て、他の避難者と同等の情報が提供されるよう、避難所運営マニュアルにろう者への情報提供について明記します。	・コミュニケーションボードの設置（東淀川区・東成区） ・各避難所に設置するタブレット端末を利用した遠隔手話通訳（生野区） ・災害時障がい者支援用バンダナの備蓄（住吉区） ・「避難所開設・運営ガイドライン」に情報提供方法などの配慮すべき事項を明記（危機管理室）
④ICTを活用した環境の整備	
・情報を視覚的に得るろう者にとってICTは有効な手段であり、手話による情報取得とコミュニケーションを支援するための環境づくりに活用を図ります。	・区役所や市役所でのタブレット端末を利用した遠隔手話通訳の実施（全区・福祉局ほか） ・貸出用のタブレット端末を常設（阿倍野区）

⑤手話を使用することができる職員の増員	
・ろう者への理解を深め、コミュニケーション力の向上を図るため、手話研修を実施するなど、手話を使用することができる職員を増やすよう取り組みます。	・朝礼時における手話による挨拶の実施（福島区・城東区） ・外部講師による実践的な職員向け手話研修を実施（西区） ・職員に対する手話研修の実施（人事室、福祉局、阿倍野区、住吉区） ・手話に関する視聴覚教材や書籍の職員向け貸出し（人事室）
⑥公共施設等に対する啓発	
・病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、積極的な啓発に努めます。	・区民まつりでの手話の啓発を実施（福島区） ・手話体験講習会等の実施（中央区ほか） ・手話紹介動画を区役所庁内モニターで放映（阿倍野区）
3 手話による意思疎通の支援	
①手話通訳者派遣事業の充実	
・日常生活や社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の資質と力量を確保し、専門性の高い内容等にも的確に対応できるよう事業を推進します。	・専門的かつ高度な手話技術を要する裁判案件や医療案件に手話通訳者を派遣（福祉局） ・授業参観や個人懇談時に手話通訳者を派遣（教育委員会事務局）
・ろう者と社会をつなぐ重要な事業であり、ろう者にとってより利用しやすい事業となるよう利用手続などの改善に取り組みます。	・大阪市及び委託事業先のHPに利用案内を掲載（各所属・福祉局）
・手話通訳者はろう者に対する理解と一定水準の手話通訳技術を有する人材であり、ICTの活用等を通じてより積極的な活躍を促進します。	・遠隔手話通訳対応の職員を委託事業先に配置（福祉局）

②緊急時対応の検討	
・事故の発生など緊急時におけるろう者への手話によるコミュニケーション支援の在り方について検討を行います。	・事故発生時の緊急時に、スマートフォン等を利用した緊急通報システム「NET119」及び「119番 緊急通報FAX用紙」の導入（消防局） ・夜間・休日の医療機関受診時における手話通訳者の派遣（福祉局）
③手話通訳者の養成・確保	
・手話通訳者の養成にもつながる手話奉仕員養成事業について、多数の幅広い層の受講者の確保に努め、手話通訳者の拡充につなげます。	・手話奉仕員養成講座（初級・中上級コース）を修了した者を対象に手話通訳者養成講座を実施（福祉局）
・手話奉仕員養成事業を担う講師の更なる資質の向上について検討し、よりたくさんの市民が参加したくなる魅力ある講座づくりを目指します。	・手話奉仕員養成事業を担う講師のステップアップ研修への参加（福祉局）
・手話通訳者の活動や手話に関する市民のボランティアな取組などを様々な媒体を通じて広く積極的に発信し、社会的な認知と意識を高めるとともに手話通訳者の社会的地位の向上を図ります。	・障がい者福祉計画等に活動実績を掲載（福祉局）

4 手話を必要とする人への相談支援	
①聴覚言語障がい者生活相談事業の充実	
・聴覚言語障がい者生活相談員の複雑な相談や専門的な相談等にも対応できる手話の資質と力量を確保するとともに、相談技術や様々な相談に対応できる専門性を確保し、的確に支援できるよう事業を推進します。	・「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」において、手話による聴覚言語障がい者の生活相談業務を実施（福祉局）
②様々な分野の相談支援機関との連携	
・各分野の相談支援機関においてろう者への理解と手話で対応する力の向上に努めるとともに、関係機関と聴覚言語障がい者生活相談員が連携した相談支援に取り組みます。	・相談内容に応じて、区役所、医療機関、その他関係機関との連絡・調整を実施（福祉局）
③見守りネットワーク強化事業等との連携	
・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業において、必要なときに聴覚言語障がい者生活相談員は積極的に連携し、地域でのろう者の孤立防止に努めます。	・地域に相談窓口を設置し、聴覚言語障がい者生活相談員との連携を実施（全区）
・地域の見守り活動や福祉活動において、地域の手話サークルなど聴覚障がいについて理解のある地域住民との連携に努めます。	・地域の手話サークルなどで、手話講習会等を実施（福島区ほか）